

令和 2 年国勢調査愛川町実施本部設置要綱

(設置)

第 1 条 令和 2 年国勢調査（以下「調査」という。）の実施に当たり、その事務を円滑に処理するため、令和 2 年国勢調査愛川町実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 実施本部は、総務部行政推進課内に置く。

- 2 実施本部に事務局を置く。
- 3 事務局に総務班及び広報班を置く。

(構成員)

第 3 条 実施本部の構成員は、次のとおりとする。

- ア 本部長
- イ 副本部長
- ウ 本部付
- エ 事務局長
- オ 総務班長
- カ 広報班長

- 2 本部長は、総務部長をもって充てる。
- 3 副本部長は、民生部長をもって充てる。
- 4 本部付は、環境経済部長、建設部長、教育次長及び消防長をもって充てる。
- 5 事務局長は、総務部行政推進課長をもって充てる。
- 6 総務班長は、総務部行政推進課情報統計班副主幹をもって充てる。
- 7 広報班長は、総務部総務課広報・シティセールス班副主幹をもって充てる。

(職務)

第 4 条 本部長は、実施本部を統轄する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 本部付は、調査の円滑な推進を支援する。
- 4 事務局長は、本部長の命を受け、事務局の事務を統轄する。
- 5 総務班長は、別表第 1 に掲げる班の事務を統轄し、処理する。
- 6 広報班長は、別表第 2 に掲げる班の事務を統轄し、処理する。

(実施本部会議)

第 5 条 実施本部会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 実施本部会議は、本部長、副本部長及び本部付をもって構成する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 日から施行し、令和 3 年 3 月 31 日をもって廃止する。